

相談援助実習施設 種別一覧

	施設(機関)種別	備 考
社会福祉行政機関	福祉事務所	社会福祉法に規定（県の設置するものと市の設置するものがあるが、市の設置する福祉事務所を推奨）
	児童相談所	児童福祉法に規定
	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉法に規定
	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法に規定
	婦人相談所	売春防止法に規定
生活保護法に規定する保護施設	救護施設	
	更生施設	
	授産施設	
	宿泊提供施設	
老人福祉法に規定する老人福祉施設	養護老人ホーム	
	特別養護老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホームを含む
	軽費老人ホーム	A型、B型、ケアハウス
	老人デイサービスセンター	
	老人短期入所施設	
	老人福祉センター	設置運営要綱に規定する特A型及びA型
	老人介護支援センター	通称：在宅介護支援センター
	有料老人ホーム	
介護保険法に規定する施設	老人デイサービス事業	
	介護老人保健施設	
	地域包括支援センター	
	通所介護	
	通所リハビリテーション	
	短期入所生活介護	
	短期入所療養介護	
	特定施設入居者生活介護	
	地域密着型通所介護	
	認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護	
	認知症対応型共同生活介護	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
	複合型サービスを行う施設	
	居宅介護支援事業	
	介護予防通所介護	
	介護予防通所リハビリテーション	
	介護予防短期入所生活介護	
	介護予防短期入所療養介護	
	介護予防認知症対応型通所介護	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	
	介護予防支援事業	
	第一号通所事業	
	第一号介護予防支援事業	
身体障害者福祉法に規定する施設	身体障害者福祉センター	設置運営要綱に規定するA型、B型、在宅障害者デイサービス施設、障害者更生センター
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する機関	精神保健福祉センター	
障害者総合支援法に規定する施設・事業	障害者支援施設	主として身体障害者又は知的障害者が利用するものに限る
	福祉ホーム	
	地域活動支援センター	
	一般相談支援事業	
	特定相談支援事業	
	療養介護	
	生活介護	
	重度障害者等包括支援	
	共同生活援助	
	自立訓練	
	就労移行支援	
	就労継続支援	
	短期入所	
	障害者相談支援事業	

発達障害者支援法に規定する施設	発達障害者支援センター	
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	
	地域障害者職業センター	
	障害者就業・生活支援センター	
児童福祉法に規定する児童福祉施設・事業	母子生活支援施設	
	児童養護施設	
	障害児入所施設	福祉型障害児入所施設
	児童自立支援施設	
	児童心理治療施設	
	障害児通所支援事業	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
	障害児相談支援事業	
	児童家庭支援センター	
	乳児院	
	指定発達支援医療機関	児童福祉法第 6 条の2の2第3 項に規定 ※法改正により「指定医療機関」から変更
	小規模住居型児童養育事業を行う施設	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する施設・事業	女性自立支援施設	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する施設	母子・父子福祉センター
社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会	
医療法に規定する病院及び診療所	病院	※病院・診療所での実習を希望する場合は、実習年度までに「保健医療サービス」を履修すること
	診療所	
更生保護事業法に規定する施設	更生保護施設	
生活困窮者自立支援法に規定する機関	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	
その他	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定
	地域福祉センター	地域福祉センター設置運営要綱
	身体障害者福祉工場	身体障害者福祉工場設置運営要綱
	知的障害者福祉工場	知的障害者福祉工場設置運営要綱
	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	重症心身障害児（者）通園事業実施要綱
	ホームレス自立支援センター	社会的包括・「絆」再生事業実施要領
	隣保館	
	地域若者サポートステーション	
	地域生活定着支援センター	地域生活定着促進事業実施要領
	中核機関	
	基幹相談支援センター	
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	
	「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」において掲げる施設	
	福祉に関する業務を行うことが定款、実施要綱等において明記されている法人	
	独立型社会福祉事務所	※条件あり（注1）
	昭和62年厚生省告示第203号（抄）1・17に該当する施設	

「令和2年3月6日厚生省告示 第64号最終改正」を参考に作成

注1:次のいずれの条件も 満たすこと。

- (1) 社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。
- (2) 独立型社会福祉士事務所を 開業して3年以内の実績を 有していること。
- (3) 利用者からの相談に応ずるために必要な広さを 有する区画が設けられていること。
- (4) 他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど、適切な実習指導体制が整っていること。
- (5) 事故発生時の対応として、損害賠償保険等に加入していること。

※法改正により、相談援助実習施設種別が再編される場合があります。